

## 米軍F15 戦闘機墜落事故に関する意見書

去る6月11日午前6時26分ごろ、那覇市の南方約80キロメートルの海上で、米軍嘉手納基地所属のF15 戦闘機1機が墜落する事故が発生した。

事故現場海域の周辺は本マグロやキハダマグロ、ソデイカの好漁場となっており、漁業者を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者や県民に大きな不安と恐怖を与えている。

F15 戦闘機については、平成6年4月の嘉手納弾薬庫地区内への墜落事故を初め、平成14年8月、平成18年1月、平成25年5月の沖縄本島周辺海域での墜落事故など、今回を含め墜落事故は10件目になり、米軍における航空機整備・保守点検のあり方等に疑問を持たざるを得ない。さらに、今回の事故は、米軍機が日常的に市内上空、学校や病院、保育所など市民の上空を飛び交い、同様の事故を起こす可能性があり、市民に大きな不安と恐怖を与えていることから看過することはできない。

本市議会は幾度となく繰り返される米軍機の事故等に対し、米軍の安全管理体制のあり方を厳しく指摘してきたところであるが、改善がなされないまま訓練を繰り返す米軍の姿勢は断じて許されるものではない。今回の事故に関しても原因の究明や十分な説明もなく、2日後に訓練を再開したことには強い憤りを禁じ得ない。

これ以上、市民、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、市民、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本市議会は、市民、県民の生命・財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に関し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること
- 2 事故原因の十分なる究明・説明がなされるまでF15 戦闘機の訓練をただちに中止すること
- 3 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、日本の航空法を遵守すること
- 4 墜落に伴う周辺海域での漁業影響調査を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月20日

沖縄県浦添市議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長